

御嵩町指定ごみ袋広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、町指定ごみ袋の内袋及び外袋(以下「指定ごみ袋等」という。)に、民間企業等の広告を有料で掲載することに関し、御嵩町広告掲載要綱(平成19年訓令甲第29号。以下「要綱」という。)及び広告の範囲に関する基準に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の規格等)

第2条 指定ごみ袋等に設ける広告の規格等については、別表のとおりとする。

(広告の掲載期間)

第3条 広告の掲載期間は、当該年度作成分の販売開始から販売終了分までとする。

(広告の募集)

第4条 広告の募集は、町ホームページ及び町広報誌により公募で行うものとする。ただし、広告の掲載を希望する者(以下「掲載希望者」という。)が募集する広告の枠数に満たないときは、企業等に対し広告掲載の案内をすることができるものとする。

2 募集する広告の枠数に掲載希望者が満たないときは、複数枠の利用を認めることができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 掲載希望者は、町長が定める日までに、御嵩町指定ごみ袋広告掲載申込書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 広告原案(電子データ)
- (2) 市町村税の未納がないことを証する書類
- (3) 誓約書(別記様式第2号)
- (4) その他町長が必要と認める書類

(広告の掲載決定)

第6条 町長は、広告の掲載申込みがあったときは、要綱第7条第1項に規定する御嵩町広告審査委員会の審査を経て、広告の掲載の可否を決定し、御嵩町指定ごみ袋広告掲載(不掲載)決定通知書(別記様式第3号)により、掲載希望者に通知するものとする。

2 前項の規定により広告掲載を審査する場合において、別表に定める広告掲載の仕様に適合する広告掲載申込みが広告枠の数を超えるときは、次に掲げる順序の順位に従い決定するものとする。この場合において、同一順位の広告掲載申込みが決定すべき広告枠を超えるとときは、順次抽選により決定するものとする。

- (1) 第1順位 町内に本社、営業所、店舗等を有する法人若しくは団体又は町内の個人事業主
- (2) 第2順位 町内の公共団体又は公共的団体
- (3) 第3順位 その他町長が適当と認めるもの

(広告掲載料金の納付)

第7条 広告主は、町長が指定する日までに別表に定める掲載料金の合計金額を一括して納付しなければならない。

(広告主の責務)

第8条 広告主は、広告に関する全ての責任を負うものとする。

2 広告主は、広告に関連して第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告主は、この要領に定める広告に関連する権利を第三者に譲渡してはならない。

4 町長は、広告主の責めに帰すべき事由により広告掲載を中止したことに伴い、町に損害が発生した場合、損害賠償の請求をすることができる。

(広告掲載の取消し)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消し、又は中止することができる。

(1) 広告主が、指定する日までに掲載料金を納付しないとき。

(2) 広告主が、指定する日までに広告原稿を提出しないとき。

(3) 広告主の責務が守られないとき。

(4) 掲載している広告の内容が要綱及び広告の範囲の基準に反すると認めるとき。

(5) 第5条の申出に偽りがあつたとき。

(6) 広告主が自らの責に帰する不祥事等により社会問題を起こしたとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、広告主又は広告としてふさわしくないと町長が認めるとき。

2 前項の規定により広告掲載を取り消した場合は、御嵩町指定ごみ袋広告掲載取消通知書(別記様式第4号)により、広告主に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により広告主の決定を取り消した場合において、当該広告主に損害が生じて一切の責任を負わないものとする。

(広告掲載料金の還付)

第10条 既納の広告掲載料金は、還付しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により広告掲載ができなかった場合は、還付するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、指定ごみ袋等に広告を掲載することに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年3月1日から施行する。

別表

種類	掲載位置	規格	掲載枠数	掲載料金
可燃ごみ(大) 内袋	袋の裏面	縦 150mm 横 400mm 以内	3 枠	1 枚当たり 0.6 円
可燃ごみ(中) 内袋	袋の裏面	縦 150mm 横 400mm 以内	3 枠	1 枚当たり 0.6 円
可燃ごみ(小) 内袋	袋の裏面	縦 150mm 横 400mm 以内	3 枠	1 枚当たり 0.6 円
可燃ごみ(大) 外袋	袋の裏面	縦 70mm 横 190mm 以内	3 枠	1 袋(10 枚入) 当たり 6 円
可燃ごみ(中) 外袋	袋の裏面	縦 70mm 横 190mm 以内	3 枠	1 袋(10 枚入) 当たり 6 円
可燃ごみ(小) 外袋	袋の裏面	縦 70mm 横 190mm 以内	3 枠	1 袋(10 枚入) 当たり 6 円